

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社では国際労働機関（ILO）が定める国際労働基準に基づき、以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、性自認、性的志向、宗教、信条、年齢、出身、身体的・精神的障害、その他業務の遂行と全く関係の無い事由に基づく差別を行ないません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

結社の自由及び労使間協議を目的とした団体交渉権を尊重します。

2022年11月1日

SMB 建材株式会社

代表取締役 黒川 朝晴